

しまつのこころ条例の点検・見直し
～条例の概要、事業者の義務規定等の実施状況の確認～

1 しまつのこころ条例の概要

(1) 目的

しまつのこころ条例（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例。以下「条例」という。）は、廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持を図るために必要な事項を定めることで、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

(2) 改定経過

- 昭和 29 年 8 月 制定
- 平成 6 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の施行
- 平成 19 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の改定
(対象を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に拡大)
- 平成 23 年 4 月 特定食品関連事業者減量計画書制度の施行
- 平成 27 年 10 月 ごみ半減に向けた 2 R 及び分別・リサイクルに係る取組推進のための条例改正

◆ 平成 27 年度改正の概要

ピーク時からのごみ量の半減に向けて、2 R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とし、主に次のような改正を実施。

(1) 2 R の促進

- ア ①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等における事業者の義務、事業者及び市民の努力義務を規定。
- イ アの事業者における義務及び努力義務に係る取組の実施状況を事業者に報告いただく制度（以下「2 R 取組等事業者報告書制度」という。）を規定したほか、市民モニター制度に係る規定などを設置。

(2) 分別・リサイクルの促進

市民及び事業者の一般廃棄物の分別※について、「協力」から「義務」に引き上げ。

※ 再生利用可能な、缶、ガラスびん、ペットボトル、紙又は紙製品、小型電子機器等、電池、蛍光灯などが対象

条例の構成及び平成 27 年改正に係る規定は資料 2 - 2 参照

条例に定める事業者報告書制度は参考資料 参照

2 点検の主な視点と内容

視点1 平成27年改正で設けた制度や規定の状況確認

⇒＜点検内容①＞

事業者に係る義務規定等（2R及び分別・リサイクルの取組）の状況

本日の内容

まず、義務規定等の実施状況を把握のための「2R取組等事業者報告書制度」の状況を点検する。

また、事業者関連の施策としては、「事業用大規模建築物減量計画書制度」や「特定食品関連事業者減量計画書制度」があり（参考資料参照）、これらの施策も含めて、事業者に係る報告書制度がどうあるべきかについて検討する。

⇒＜点検内容②＞

市民に係る義務規定等（2R及び分別・リサイクルの取組）の状況

視点2 プランの進捗状況及び社会情勢の変化への対応

⇒＜点検内容③＞

その他の既存規定の見直し又は新たな規定を検討すべき課題

次回以降の点検・見直し内容

3 2R取組等事業者報告書制度の概要

条例で規定した2Rと分別・リサイクルの促進に係る事業者の義務や努力義務に関して、延床面積が一定以上の飲食、小売、ホテル・旅館の各事業者と全ての大学・短期大学に対して、年1回、取組状況（前年度の実績及び提出年度の実施計画）の報告を求めている。

＜報告対象事業者の業種別内訳＞（令和4年度実績）

業種別	報告対象	事業者数	【参考】事業所数
小売業者	延床面積500㎡以上の個店 又は	159者	726箇所
飲食店業者	店舗等の延床面積合計3,000㎡以上	91者	155箇所
ホテル・旅館業者	延床面積1,000㎡以上の個店 又は 店舗等の延床面積合計3,000㎡以上	262者	374箇所
大学	すべての大学	32者	32箇所
合計	—	544者	1,287箇所

※ 以下の事業者については、報告対象外

- 製造業者（製品が全国的に流通することを考慮。）
- イベント主催者（実施の期間が限定的で、形態が多様であるため。ただし、市民モニターによる取組状況の報告対象には含む。）
- 共同住宅所有者等（共同住宅は、件数が多いことから（平成27年度改正に当たっての推定で1.2万棟）、新築時等に居住者への分別ルール等の周知方法などについて、届け出ることとしている。）

また、2Rや分別・リサイクルの具体的な実践例を示した啓発冊子（2R実践ガイドブック）などを市内の事業者幅広く配布するとともに、報告書の提出時などの機会を捉え、事業者に対して個別に実践しやすい取組事例を案内するなど、情報提供や助言を行うことで、事業者における2Rと分別・リサイクルの促進を図っている。

4 事業者の取組状況について

2 R 取組等事業者報告書制度に基づき把握した、義務規定等の実施状況は以下のとおり。

(1) 義務規定に係る取組

- 報告いただいた全ての項目について、条例改正当初と比較して実施事業者の割合は向上し、おおむね9割を超える事業者で取組が実施されている。
- なお、一部の取組（製造業、イベント主催者に係る取組）については、報告対象外となっている。

<義務規定に係る取組状況一覧>

条例	対象業種	取組内容	集計結果※1 (H27 → R3)	実施状況
10条1項	製造	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど）	—	—
11条1項1号	小売	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促すためのPR	・ 買い物 39% → 96% ・ 資源回収 39% → 96%	詰め替え商品のPRや分別回収を呼び掛けるステッカー掲示などに取り組む事業者の割合は大きく増え、9割を超える状況。
11条1項2号	小売	レジ袋の有料化（環境に配慮した一部のレジ袋は対象外）※2	32% → 100%	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律改正（令和2年7月）によるレジ袋有料化等で、ほぼ全ての事業者がレジ袋の有料化及び要否確認等に取り組んでいる。
11条1項3号	小売	レジ袋の要否と必要枚数の確認	82% → 99%	
12条1項	飲食	食べ残さない食事を促進するためのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等）	74% → 95%	「京都市食べ残しゼロ推進店舗」の認定を受けるなど、取組を実施している事業者の割合は増加し、おおむね全ての事業者がPRに取り組んでいる。
13条3項	イベント主催者	イベントにおける資源ごみの分別回収	—	—
14条3項	ホテル・旅館	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内（宿泊者ではなく、従業員による分別も可）	32% → 85%	ホテル内での分別ごみ箱の設置や分別に係るステッカー等の掲示に取り組む事業者の割合が大きく増え、8割を超える事業者に広がった。
15条1項	大学	学生への減量方法・分別ルール周知・啓発	94% → 100%	学内やwebサイト上での掲示、学生向けガイダンスでの説明など、学生に対して周知・啓発を行っている大学の割合は向上し、全ての大学が実施している状況。
16条1項	集合住宅管理者	居住者への減量方法・分別ルール周知・啓発	—	【参考】建築確認申請時等に、入居者への周知方法等に関する届を義務付けている。 ・ 届出合計：5,061件 (令和4年度末時点)

※1 各取組の対象となる事業者のうち、実施している事業者の割合（報告事業者総数：〈H27〉457事業者、〈R4〉544事業者。ただし、項目ごとに対応する事業者数は異なる。）。「—」の項目は、報告書制度の対象外。

※2 平成27年度時点では、努力義務の項目であったが、令和2年度の改正により実施義務となった（令和2年7月1日から施行）

(2) 努力義務規定に係る取組

- 飲食店における使い捨て箸への切り替えなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた項目はあるものの、多くの項目で実施事業者の割合は向上しており、一部の項目を除いては、8割以上の事業者で実施されている。
- 実施事業者の割合が8割未満であった項目は、「マイボトル持参者への飲料のみの提供」(12条3項2号)で30%程度、「食べきれなかった料理の持ち帰りへの対応」(12条2項)で36%、「店頭回収の実施」(11条2項4号)で56%、「有料化対象外のレジ袋(特定レジ袋)についての有料化等」(11条2項2号)で79%である。
- 「マイボトル持参者への飲料のみの提供」、「食べきれなかった料理の持ち帰りへの対応」については、食品衛生上の懸念※から未実施としている事業者が多い。
- 「店頭回収の実施」について、条例改正当初と比較して実施事業者の割合は増加しており、スーパーについては約8割の事業者で実施されているが、業種ごとで取組状況の差が見られ、全体としては6割に満たない結果となっている。
- 「有料化対象外のレジ袋(特定レジ袋)についての有料化等」は、スーパー等の業種では全ての事業者で実施されているが、専門店等の業種では未実施の場合がある。令和2年度から新たに設置した項目であり、今後の推移を注視していく必要がある。
- 義務規定と同様に、一部の取組(製造業、イベント主催者等に係る取組)については、報告対象外となっている。

※ 日本においては、食中毒等の食品衛生に関する責任の観点から、持ち帰りについて慎重な事業者が多かった。これを受け、政府は「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」(平成29年5月。消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省)を発出し、「食べ残しの持ち帰りは消費者が食中毒リスクを理解したうえで自己責任の範囲で行う」ものとされたが、十分に浸透していない。そのため、国は今年末までに、食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置を含む、食品ロス削減に関する施策を策定する方針を示している。

<努力義務規定に係る取組状況一覧>

条例	対象業種	取組項目	集計結果※ ¹ (H27 → R3)	実施状況
10条1号・2号	製造	環境配慮ポイントのPR・自治体の実施する分別収集等への排出を促すPR(包装への印字等)	—	—
11条2項1号 12条3項1号	小売	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進	56% → 93%	新型コロナウイルス感染症の影響から、はだか売りコーナーの縮小を行った事業者は見られるものの、ノントレイ包装や詰め替え商品の取り扱いの拡大などを含め、簡易包装、省容器包装販売及びPRに取り組む事業者は拡大。
11条2項1号	小売	容器包装の少ない商品のPR(商品棚への表示など)		
11条2項2号	小売	有料化の対象外のレジ袋についても、有料化又はポイント還元(キャッシュバックも含む)の実施※ ²	75% → 79% (R2)	バイオマス素材等のレジ袋を使用する事業者のうち、約8割が、有料で販売するなどの取組を実施。
11条2項3号	小売	マイバッグ持参の周知※ ²	97% → 99% (R2)	ほぼ全ての事業者が、マイバッグ持参を呼び掛けるポスター掲示等に取り組んでいる。

条例	対象業種	取組項目	集計結果※ ¹ (H27 → R3)	実施状況
11条 2項4号	小売	店頭回収の実施(容器包装、家電、電池、蛍光灯等)	42% → 56%	容器包装や衣類等の回収に取り組んでいる事業者は、やや増加し、半数を超えている。事業者をスーパーに限った場合は、約8割の事業者が実施。
12条 2項	飲食	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応(ドギーバッグ等)	31% → 36%	食品衛生上の懸念から対応していない事業者も多いが、実施事業者の割合はやや増加。
12条 3項1号	小売	食料品の見切り販売(賞味期限の近い商品の値引き)等による食品ロスの削減	82% → 95%	見切り販売など、食品ロスの削減に取り組む事業者は増加し、9割を超えている。
12条 3項1号	飲食	食品の適量販売、仕入れ量の調整などによる食品ロスの削減	94% → 98%	天候等のデータを踏まえた発注調整や出食数の調整など、おおむね全ての事業者が食品ロスの削減に取り組んでいる。
12条 3項2号	小売	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け(声掛けの代わりに案内の掲示でも可)	30% → 31%	食品衛生上の懸念もあり、約3割程度の実施で横ばい。
	飲食		10% → 30%	一定の増加が見られ、約3割の事業者で取組が見られるが、食品衛生上の懸念から未実施の事業者も多い。
12条 3項3号	飲食	ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制、使い捨て容器(食器)の使用抑制	94% → 91%	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、使い捨ての箸等に切り替えた事業者があるなど、実施事業者の割合はやや低下が見られるものの、9割を超える実施率を維持。
12条 3項3号	小売	持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け	83% → 85%	割りばしやスプーンなどの要否確認を実施している事業者は、横ばいで85%程度。
13条 1項 1号・2号	イベント 主催者	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け(事前告知等)・イベントにおけるリユース食器の使用	—	—
14条 1項	ホテル・旅館	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制	89% → 88%	アメニティグッズの提供抑制は、横ばいで9割程度。
14条 5項	土産物製造等	他都市での物産展における簡易包装のPR(京都のごみ減量の取組のPR)	—	—
15条 2項	大学	大学における資源ごみの回収拠点の設置	84% → 100%	学内での分別ごみ箱の設置、分別を促す周知ポスターの掲示などの取組が進み、全ての大学で実施されている。

※1 各取組の対象となる事業者のうち、実施している事業者の割合(報告事業者総数: <H27>457事業者、<R4>544事業者。ただし、項目ごとに対応する事業者数は異なる。)「—」の項目は、報告書制度の対象外。

※2 令和2年度の改正により追加したもの(令和2年7月1日から施行)

【参考１】「店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯等）」に係る業種別集計
（令和３年度）

種別		実施済	一部実施	未実施
スーパー	事業者数	34	1	7
	割合	81%	2%	17%
コンビニ	事業者数	1	1	1
	割合	33%	33%	33%
百貨店	事業者数	2	1	1
	割合	50%	25%	25%
ドラッグストア	事業者数	1	2	9
	割合	8%	17%	75%
ホームセンター・雑貨・百元ショップ等	事業者数	7	0	6
	割合	54%	0%	46%
衣料品・靴	事業者数	10	0	5
	割合	67%	0%	33%
自動車・自動車用品・バイク・バイク用品等	事業者数	6	0	11
	割合	35%	0%	65%
電気・家具店	事業者数	13	0	1
	割合	94%	0%	6%
スポーツ用品・アウトドア用品・釣り具	事業者数	7	0	3
	割合	70%	0%	30%
その他専門店等	事業者数	8	0	21
	割合	28%	0%	72%

【参考２】「有料化対象外のレジ袋（特定レジ袋）についての有料化等」に係る業種別集計
（令和３年度）

種別		実施済	一部実施	未実施
スーパー	事業者数	14	0	0
	割合	100%	0%	0%
コンビニ	事業者数	3	0	0
	割合	100%	0%	0%
百貨店	事業者数	3	0	0
	割合	100%	0%	0%
ドラッグストア	事業者数	7	0	0
	割合	100%	0%	0%
ホームセンター・雑貨・百元ショップ等	事業者数	7	0	0
	割合	100%	0%	0%
衣料品・靴	事業者数	3	0	2
	割合	60%	0%	40%
自動車・自動車用品・バイク・バイク用品等	事業者数	1	0	1
	割合	50%	0%	50%
電気・家具店	事業者数	4	1	4
	割合	44%	11%	44%
スポーツ用品・アウトドア用品・釣り具	事業者数	2	0	2
	割合	50%	0%	50%
その他専門店等	事業者数	5	0	3
	割合	63%	0%	38%

※ 特定レジ袋の取扱いがない事業者は、集計から除いている。

※ 未実施のいずれの事業者についても、特定レジ袋の要否確認は実施している。